

【国公立】令和8年度（2026年度）

熊本県奨学のための給付金募集案内



- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

1 給付対象者

令和8年（2026年）7月1日（基準日）時点で、**次の要件すべてに該当する世帯**が対象です。

要件	
保護者等	☐ 以下のいずれかの世帯 ア 生活保護受給世帯（高校生等本人が生業扶助を受給） イ 非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円） ウ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満世帯 エ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満世帯 オ 家計急変世帯（上記イ～エ相当に急変） ☐ 熊本県内に在住
生徒	☐ 高等学校等就学支援金（又は「学び直しへの支援」）の受給資格がある。 ☐ 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない。 ☐ 日本国籍又は在留資格等がある。

2 給付金額

世帯区分		給付額
ア	生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300 円
イ	市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯	143,700 円
ウ	道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が100 円以上 105,500 円未満である世帯	47,900 円
エ	道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500 円以上 182,500 円未満である世帯	35,930 円
オ	家計急変世帯	イ～エの 該当給付額

※ウ、エは生徒が日本国籍又は在留資格等を有している場合のみ対象となります。

※前倒し給付を受けた方は、上記の給付額から前倒し給付額を差し引いた金額になります。

※オ 家計急変世帯は、7月1日が認定基準日の場合の金額になります。

3 提出期限・提出先・問い合わせ先

提出期限	【第1回 締切】令和8年8月21日（金） 【第2回 締切】令和8年9月18日（金）※最終募集
提出先	大津高等学校 事務室 担当：松下
提出方法	持参（生徒可）または 郵送 〒869-1233 熊本県菊池郡大津町大津1340
連絡先	096-293-2751

※第1回締切までに受理された場合、給付金の交付は10月末予定です。

※第2回締切までに受理された場合、給付金の交付は11月末予定です。

※今年度は、上記2回しか募集を行いません。申請忘れにご注意ください。

7 申請書等の入手方法

（1）本校ホームページからダウンロードできます。

「熊本県立大津高等学校」で検索し、トップ画面のメニューから「生徒・保護者の皆様へ」⇒「事務室からのお知らせ」とお進みください。

【URL】https://sh.higo.ed.jp/oozu/page_20251027042727/page_20260611042939

（2）本校事務室でも配布しています。

生徒または保護者の方が取りに来てください。

必要な方へ書類一式お渡しします。

8 その他注意事項

- ◆記入は、黒のボールペンを使用してください。鉛筆や消せるボールペンにて記入された申請書は受理できません。
- ◆申請書記載の住所のとおり決定通知書が発行（＝その住所に郵送）されます。住所は省略したりせず、正しく記入してください。
- ◆記入を誤った場合は、修正液等による修正をしないでください。誤字を二重線で消し、その上に正しい記入をしてください。（訂正印は不要です）
- ◆申請内容の確認等のためお電話を差し上げることがあります。申請書に記載する電話番号は、日中つながる番号を記入してください。
- ◆保護者等が県外にお住いの場合は、お住いの都道府県へお問い合わせください。各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



【代理受領のご案内】

熊本県奨学のための給付金は、保護者様の申し出により受給者を学校にすることで、県からの給付金が直接学校の指定口座へ振り込まれる代理受領という制度があります。

この制度を利用すると、未納の校納金（学年費）等との相殺を行い、精算後、余剰金については保護者申し出の口座へ返金します。

この制度を利用することで、保護者様の校納金（学年費）支払に関する負担感を軽減することができます。

代理受領を利用するためには、通常の申請に必要な提出書類に加え、「委任状」と残金を返還するための「口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

必要書類は、本校事務室でお渡しのほか、本校ホームページにも掲載しています。

詳細をお尋ねになりたい場合は、学校事務担当者へお電話ください。

4 提出書類		(○は提出必須)				
		給付金申請書	国籍等確認書類	通帳の写し(コピー)	受領委任状	所得等確認書類 その他、添付書類
						課税状況を事前に確認されたい方は、「 <u>マイナンバーカードによる住民税所得割額の確認方法</u> 」をお試しください。
世帯区分	(ア) 生活保護	○	○	○	※申請者と振込口座名義が異なる場合は提出が必要	生徒本人の生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））受給に関する証明書 ※管轄の保護課で証明をもらってください。「生業扶助」受給の記載があれば保護課発行の証明書でも可。
	(イ) 非課税	○	○	○		保護者全員分の「所得確認書類」。(次のいずれか1つ) ① 「令和8年度 課税証明書」(市町村役場の窓口で取得できます) ② 「令和8年度 特別徴収額の決定・変更通知書」(勤務先を通じて配付されます) ③ 「令和8年度 納税通知書」(自営業の場合等に市町村から送付されます) ④ 「マイナンバーカードの写し」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」、「調査等同意書」 ⑤ 「マイナンバーが記載された住民票等の写し」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」、「調査等同意書」
	(ウ)(エ) 課税 182,500 円未満	○	○	○		保護者全員分の「所得確認書類」。(次のいずれか1つ) ① 「令和8年度 課税証明書」(市町村役場の窓口で取得できます) ② 「令和8年度 特別徴収額の決定・変更通知書」(勤務先を通じて配付されます) ③ 「令和8年度 納税通知書」(自営業の場合等に市町村から送付されます)
	(オ) 家計急変	○	○	○		○ 保護者全員分の「所得確認書類」(ウ・エの課税世帯と同じ。①～③いずれか1つ) ○ 家計状況確認書類(急変事由によって必要書類が異なるため、下記6を参照) ○ 申立書

5 国籍等確認書類 (ア～オ全世帯必須)

高校生等生徒の国籍等が確認できる書類

国籍・在留資格等		添付書類 ("○"いずれか一つの書類を提出("●"は必須))
・ 日本国籍		●住民票(原本)※本籍欄「*****」、「省略」も可
日本国籍以外	・ 特別永住者	○住民票(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○特別永住者証明書の写し
	・ 永住者 ・ 日本人の配偶者等 ・ 永住者の配偶者等 ・ 定住者(永住意志有)	○住民票(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○在留カードの写し
	・ 家族滞在 (就労定着意志有)	○住民票(原本、在留資格・在留期間の記載あり) ○在留カードの写し ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
	・ 上記以外 (留学生を除く)	○在留カードの写し ○住民票(原本、国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの)

6 家計状況確認書類 (オ 家計急変世帯)

家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類
非課税ではない保護者等全員分の書類(以下a～cのいずれか)を提出してください。

家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類 ※ 疾病による場合は、診断書等の提出も必要	➢ 給与支払者による給与支払(見込)証明書 ➢ 減収が発生した月から3か月分の給与明細書の写し ➢ 事業所得証明書 ➢ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※ 疾病による場合は、診断書等の提出も必要 ※ 定年退職等は家計急変事由の対象外	➢ 離職票 ➢ 廃業等届出 ➢ 罹災証明書 ➢ 雇用保険受給資格者証 ➢ 退職証明書 ➢ 解雇通告書 ➢ 破産宣告通知書 ➢ 非課税証明書 等
c	離別・死別 (R8.1.1以降に発生したものに限る)	①離別・死別を証明する書類 及び ②扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの 及び ③親権者と子が確認できるもの	①離別・死別を証明する書類 ➢ 離婚届受理証明書 ➢ 戸籍謄本 ➢ 死亡診断書 等 及び ② 保険証 等 及び ③ 戸籍全部事項証明書 等

家計急変申請に必要な書類については、申立書裏面も参考にしてください。